

(様式 3 の 2)

つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例(案)の背景・経緯等

つくば市総務部総務課

○ 計画等を必要とする背景・提案に至るまでの経緯

会議の公開に関しては、平成19年1月に策定した「つくば市会議の公開に関する指針」に基づき、附属機関等の会議を公開しています。

市の取り組み姿勢をより明確なものとし、開かれた市政の実現を一層推進するため、「つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例(案)」を策定します。

○ 他の自治体の類似する計画等の事例

類似した会議の公開に関する規程等を定めている自治体は県内にもありますが、条例として制定している自治体は少数です。

<例>

- ・ 龍ヶ崎市附属機関の会議の公開に関する条例（龍ヶ崎市）
- ・ 水戸市附属機関の会議の公開に関する規程（水戸市）
- ・ 土浦市審議会等の会議の公開に関する要項（土浦市）

○ 未来構想における根拠又は位置付け

なし

○ 関係法令及び条例等

なし

○ 計画等の実施により予測される影響及び効果(算出できるものはコストを含む)

市の取り組み姿勢をより明確なものとすることにより、市民と行政双方において制度に関する意識が高まるものと期待され、より開かれた市政の実現につながる。

つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例（案） 概要

1 条例制定の目的

会議の公開に関しては、平成19年1月に策定した「つくば市会議の公開に関する指針」に基づき、附属機関の会議及び懇談会等を市民の皆様公開しております。

さらに、平成29年1月から、附属機関だけでなく懇談会等についても会議録の公表に努めることとしました。また、会議資料の公表についても、附属機関及び懇談会等全ての会議においてホームページでの公表に努めることとし、市民の皆様への情報提供の拡充を図っております。

引き続き附属機関の会議及び懇談会等を公開することにより、市政運営の透明性を確保し、市民の市政に対する理解を深め、もって開かれた市政の実現を一層推進してまいります。

これまで市が進めてきた会議の公開に関する取り組みを、議会の議決を経た条例として制定し、市の取り組み姿勢をより明確なものとするにより、市民と行政双方において制度に関する意識が高まるものと期待され、より開かれた市政を実現するための手段としてまいります。

2 条例（案）の内容

第1条 本条例の目的について規定

第2条 附属機関、懇談会等及び執行機関の定義について規定

第3条 附属機関の会議及び懇談会等の公開の原則について規定

第4条 非公開とすることができる会議について規定

- ・つくば市情報公開条例第5条に規定する不開示情報が発言される見込みがあるとき。

・公正又は円滑な会議の運営に著しい支障が生じ、会議の目的が達成されないと認められるとき。

第5条 会議の非公開の決定方法について規定

- ・執行機関が決定する方法
- ・附属機関又は懇談会等の長が当該附属機関の会議又は当該懇談会等に諮り決定する方法

第6条 会議開催の事前公表について規定

第7条 会議の傍聴定員、退場命令等について規定

第8条 会議資料を傍聴人の閲覧に供することについて規定

第9条 会議録を作成することについて規定

第10条 会議録及び会議資料を公表することについて規定

- ・公開の場合 会議録及び会議資料
- ・非公開の場合 会議概要

第11条 会議の公開状況を公表することについて規定

第12条 他の条例に特別の定めがある場合の取扱いについて規定

第13条 規則に委任することについて規定

3 条例施行予定日

平成30年2月1日

附属機関の会議及び懇談会等の公開の流れ

